

環森政第 533 号  
平成 28 年 2 月 8 日

経済産業大臣 林 幹雄 様

栃木県知事 福 田 富 一

神鋼真岡発電所建設計画環境影響評価準備書に関する環境の保全の見地からの  
意見について

平成 27 年 9 月 28 日付けで株式会社神戸製鋼所から送付のあった標記の環境影響評価準備書について、環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）第 20 条第 1 項及び電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 46 条の 13 の規定により、環境の保全の見地からの意見を別紙のとおり提出します。

環境森林部 環境森林政策課  
環境立県戦略室  
TEL:028-623-3294  
FAX:028-623-3259

## 神鋼真岡発電所建設計画環境影響評価準備書に関する意見書

本事業は、発電出力 120 万 kW 級のガスタービンコンバインドサイクル発電方式（燃料：都市ガス）を採用した、内陸型火力発電所を設置するものである。

本事業の環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）では、工事中の資材置き場を確保し、資材等の輸送の平準化を図るほか、予混合方式の低 NO<sub>x</sub> 燃焼器及び排煙脱硝装置の設置による NO<sub>x</sub> 排出量の低減、空気冷却方式の復水器の採用による温排水の発生回避、主要な機器の屋内設置や防音壁、防音カバー等による騒音低減など各種の環境保全措置を講じることにより、実行可能な範囲で環境影響を回避又は低減することとしているが、施設の稼働に伴う騒音・振動や空気冷却方式の復水器からの温排気などによる周辺への影響については、下記の事項に十分配慮し、環境影響評価書（以下「評価書」という。）を作成すること。

## 記

## 1 総括的意見

事業の実施に当たっては、以下の点に十分留意すること。

- (1) 準備書に記載されている環境保全措置を確実に実施するとともに、環境保全措置に関する最新の知見や利用可能な最善の技術について十分検討し、環境保全に万全を期すること。
- (2) 住民理解の促進に努めるとともに、評価書の作成にあたっては、住民にわかりやすい内容となるよう努めること。
- (3) 現時点で予測し得なかった影響が生じた場合は、状況に応じた適切な環境保全措置を行うこと。

## 2 事業特性（内陸型火力発電所）を踏まえた意見

## (1) 大気環境（騒音）

ア 工事の実施に伴う騒音について、道路交通騒音の現地調査結果が環境基準値を超過している地点があるほか、建設機械の稼働に伴う予測結果が環境基準値と同値になる地点があるため、必要に応じて環境保全措置を実施するなど、周辺への影響に十分に留意すること。

イ 施設の稼働に伴う騒音について、供用開始後の運転が安定した状態において環境監視を行い予測結果との整合性を確認するとともに、必要に応じて環境保全措置を実施するなど周辺への影響に十分に留意すること。

## (2) 大気環境（振動）

施設の稼働に伴う振動について、予測結果が規制基準値（夜間）と同値になる地点があるため、供用開始後の運転が安定した状態において環境監視を行い予測結果との整合性を確認するとともに、必要に応じて環境保全措置を実施するなど周辺への影響に十分に留意すること。

## (3) 温排気

空気冷却方式の復水器からの温排気による生活環境への影響について、発電所周辺の数地点において気温測定を実施するなど引き続き知見の集積に努め、供用開始後における周辺への影響に十分に留意すること。

## 3 その他

(1) 工事関係車両の通行にあたっては安全の確保はもとより、効率的な運行による車両台数の抑制や平準化を図るなど、沿道の生活環境に配慮すること。

(2) 地域住民の良好な生活環境の維持と向上を図るため、関係法令・条例等を遵守するとともに、事業場内及び周辺の環境美化・環境保全に積極的に努めること。

(3) 地域住民からの求めに応じて工事中及び供用開始後に実施する環境監視の結果を公表するなど、地域住民との情報共有を通じて、本事業への理解と協力が得られるよう努めること。